

○射水市新湊交流会館条例施行規則

平成23年3月31日

規則第7号

改正 平成28年8月31日規則第48号

平成31年3月13日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市新湊交流会館条例(平成17年射水市条例第118号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日の使用の許可)

第2条 使用許可申請者が新湊交流会館(以下「会館」という。)を使用しようとする日(以下「使用日」という。)が休館日であるときは、市長は、条例第5条の条件に反せず、また特に必要と認める場合に限り、使用の許可をするものとする。

(使用許可の手続)

第3条 条例第4条第1項前段の許可を受けようとする者は使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日の5日前までに射水市新湊交流会館使用許可申請書(様式第1号。次項において「使用許可申請書」という。)を、同項後段の規定による許可事項の変更許可を受けようとする者はその都度、射水市新湊交流会館使用許可変更申請書(様式第2号。次項において「使用許可変更申請書」という。)をそれぞれ市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるものについては、この限りでない。

2 映画、演劇、音楽会その他これらに類する集會に会館を使用しようとする者は、使用許可申請書又は使用許可変更申請書に、そのプログラム等を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請について、その使用を許可したときは、射水市新湊交流会館使用(許可変更)許可書(様式第3号。次項及び第6条第4項において「許可書」という。)を交付するものとし、その使用を許可しないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書を携帯し、係員が要求したときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可は、申請順とする。ただし、公共又は公用のため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の不許可)

第5条 条例第5条第4号の規定による会館の使用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 葬儀その他一般に忌み嫌うおそれがあるとき。
- (2) 会合等の性質が、騒じょうを起こすおそれがあると認めるとき。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定による使用料の減免(以下「減免」という。)の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 減免を受けようとする者は、使用許可の申請と併せて市長に減免を申請しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請があったときは、減免の可否を決定し、その結果を許可書の交付と併せて通知するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、射水市新湊交流会館使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 天災地変その他使用者の責任でない事由により使用することができなくなった場合
全額
- (2) 市長の都合により、使用の許可を取り消した場合 全額
- (3) 使用者から使用の許可の取消し又は変更を願い出た場合において、市長が相当の事由があると認める場合 80パーセントに相当する額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合 80パーセントに相当する額

3 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 市長は、第1項の規定による使用料の還付の申請について、その還付を決定したときは、射水市新湊交流会館使用料還付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者及び一般入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けてない施設及び設備を使用しないこと。
- (2) 会館を不潔にしないこと。

- (3) みだりに騒音を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 管理上必要な係員の入室を拒まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(禁止行為)

第9条 条例第6条第1号の規則で定める禁止行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 必要以外の場所に入ること。
- (2) 管理上適当と認められる収容人員を超えて入室すること。
- (3) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで、敷地内で次の行為をすること。
 - ア 物品販売その他の営業行為
 - イ 金品の寄付、募集等の行為
 - ウ 広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配付する行為
- (5) 許可を受けないで、附属設備、器具等を備付けの場所以外に持ち出すこと。
- (6) 敷地内で喫煙し、又は指定された場所以外で飲食をし、若しくは火気を使用すること。
- (7) 危険物又は他人の迷惑になるものを持ち込むこと。

(点検)

第10条 使用者は、条例第13条に規定する原状回復をしたときは、係員の点検を受けなければならない。

(損害の届出)

第11条 使用者は、会館の建物、附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第15条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせる場合における第2条の規定の適用については、「市長は、条例第5条の条件に反せず、また特に必要と認める場合に限り、使用の許可をするものとする。」とあるのは「指定管理者は、条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条の条件に反せず、また特に必要と認める場合に限り、市長の承認を得て、使用の許可をするものとする。」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における第3条、第5条、第9条及び前条の規定の適用については、第3条中「条

例第4条第1項」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「条例第5条第4号」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第4号」と、第9条中「条例第6条第1号」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1号」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第13条 前条の場合における第6条及び第7条の規定の適用については、第6条(見出しを含む。)中、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第8条」とあるのは「条例第18条第5項」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第9条」とあるのは「条例第18条第6項」と読み替えるものとする。

第14条 前2条の場合における様式第1号から様式第5号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市新湊交流会館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第46号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年8月31日規則第48号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の減免については、改正後の射水市新湊交流会館条例施行規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	10割
4 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	5割
5 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合

様式第1号（第3条関係）

射水市新湊交流会館使用許可申請書

年 月 日

射水市長 様

申請者 住所又は所在地.....

氏名又は団体名.....

代表者氏名.....

担当者氏名.....

連絡先.....

射水市新湊交流会館を使用したいので、射水市新湊交流会館条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

申請内容	使用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
	使用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> ホール1 <input type="checkbox"/> ホール2	
	使用目的		
	使用予定人数		営利目的 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項			

使用料の減免を受けたいので、射水市新湊交流会館条例施行規則第6条第3項の規定により申請します。

減免申請の理由	<input type="checkbox"/> 市又は市の機関が主催する事業に使用するため。 <input type="checkbox"/> 市又は市の機関が共催する事業に使用するため。 <input type="checkbox"/> 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 <input type="checkbox"/> 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

使用料	時間 × 円 / 時間 = 円
-----	-----------------

様式第2号（第3条関係）

射水市新湊交流会館使用許可変更申請書

年 月 日

射水市長 様

申請者 住所又は所在地.....

氏名又は団体名.....

代表者氏名.....

担当者氏名.....

連絡先.....

射水市新湊交流会館の使用について、下記のとおり許可の内容について変更の許可を受けたいので、射水市新湊交流会館条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

変更申請内容	変更後の使用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
	変更後の使用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> ホール1 <input type="checkbox"/> ホール2	
	変更の理由		
	変更後の使用予定人数		営利目的 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項			

使用料の減免を受けたいので、射水市新湊交流会館条例施行規則第6条第3項の規定により申請します。

減免申請の理由	<input type="checkbox"/> 市又は市の機関が主催する事業に使用するため。 <input type="checkbox"/> 市又は市の機関が共催する事業に使用するため。 <input type="checkbox"/> 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 <input type="checkbox"/> 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

使用料	時間 × 円 / 時間 = 円
-----	-----------------

様式第3号（第3条関係）

射水市新湊交流会館使用（許可変更）許可書

年 月 日
第 号

申請者 住所又は所在地.....
氏名又は団体名.....
代表者氏名.....
担当者氏名.....
連絡先.....

射水市新湊交流会館の使用について、射水市新湊交流会館条例施行規則第3条第3項の規定により施設の使用（許可変更）を許可します。

射水市長 氏 名 印

許可内容	使用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	使用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> ホール1 <input type="checkbox"/> ホール2
	使用目的	
	使用予定人数	営利目的 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項		

射水市新湊交流会館の使用料の減免に係る申請について、射水市新湊交流会館条例施行規則第6条の規定により減免（却下）することとします。

減免申請の理由	<input type="checkbox"/> 市又は市の機関が主催する事業に使用するため。 <input type="checkbox"/> 市又は市の機関が共催する事業に使用するため。 <input type="checkbox"/> 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 <input type="checkbox"/> 構成員の半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成する団体であって、当該団体が団体利用するため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

使用料	時間 × 円 / 時間 = 円
-----	-----------------

様式第4号（第7条関係）

射水市新湊交流会館使用料還付申請書

年 月 日

射水市長 様

申請者 住所又は所在地.....
 氏名又は団体名.....
 代表者氏名.....
 担当者氏名.....
 連絡先.....

年 月 日付け第 号で許可のあった射水市新湊交流会館の使用料については、次の理由により使用できませんでしたので、前納した使用料の（全部・一部）を還付されるよう申請します。

使用できなかった理由			
使用許可期間	年 月 日（ ） 時 分から	年 月 日（ ） 時 分まで	
使用許可施設	<input type="checkbox"/> 会議室	<input type="checkbox"/> 研修室	<input type="checkbox"/> ホール1 <input type="checkbox"/> ホール2
既納の使用料	円	還付申請額	円
振込先口座	金融機関名（ ） 支店名（ ）	預金種別（普通・当座） 口座番号（ ）	口座名義（ ）
添付書類	使用許可書		
<p>（記入上の留意事項）</p> <p>使用料の還付の基準は、次のとおりです。</p> <p>1 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなかった場合においては、使用料の全額</p> <p>2 使用者から使用の許可の取消し又は変更を願い出た場合において、相当の事由があると認められる場合においては、使用料の80パーセントに相当する額</p> <p>3 その他市長において特別の事由があると認められる場合においては、使用料の80パーセントに相当する額</p>			

射水市新湊交流会館使用料還付決定通知書

年 月 日

申請者 住所又は所在地.....
 氏名又は団体名.....
 代表者氏名.....
 担当者氏名.....
 連絡先.....

年 月 日付で申請のあった射水市新湊交流会館の使用料の還付については、射水市新湊交流会館条例施行規則第7条の規定により、前納した使用料の（全部・一部）を還付することを通知します。

射水市長 氏 名 印

使用できなかった理由			
使用許可期間	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで	
使用許可施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> ホール1 <input type="checkbox"/> ホール2		
既納の使用料	円	還付決定額	円
振込先口座	金融機関名 () 支店名 () 預金種別 (普通・当座) 口座番号 () 口座名義 ()		
備考			

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)